

## 18 有害物質使用特定施設（水濁法第5条第1項）に係る届出書記載要領

水質汚濁防止法第5条第1項（公共用水域に水を排出する事業場）のうち、有害物質使用特定施設に該当する場合の記載要領は次のとおり。

（「17届出書（許可申請書）の記載要領（P.89～）」と記載方法や様式が異なる部分のみ説明しています。）

### ○ 記入要領及び記載例一覧

様式名	内容	該当ページ	備考
様式第1	特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置（使用，変更）届出書	P.118～120	
別紙1	特定施設の構造	P.121	
別紙1の2	特定施設の設備	P.122	有害物質使用特定施設専用の様式
別紙2	特定施設の使用の方法	P.123	記載要領のみ。記載例は「17届出書の記載要領」を参照
別紙3	汚水等の処理の方法	/	記載要領・記載例は「17届出書の記載要領」を参照
別紙4	排出水の汚染状態及び量		
別紙5	排出水の排水系統別の汚染状態及び量		
別紙6	用水及び排水の系統	P.123	
参考1	許可申請・届出の概要	/	記載要領・記載例は「17届出書の記載要領」を参照
参考2	参考資料		
別添第1表	処理施設に流入する特定施設等ごとの排水の汚染状態及び量及び並びに排水口から排水する施設ごとの排出水の汚染状態の及び量		
別添第1図	工場又は事業場全体の施設ごとの排水の系統		

○ 届出書（様式第1）の記載方法

1 「氏名又は名称」は省略しないで正確に記入すること。

【代理人（工場長など）による届出について】

届出には、代表者と代理人を併記する。なお、法（具体的な名称）に基づく届出の権限を代表者から代理人に委任することを記載した委任状（写し可）を添付すること。

【届出者の印について】

押印は不要です。なお、押印を妨げるものではありません。

2 届出者の「住所」及び工場又は事業場の「所在地」は、番地・号まで正確に記入すること。

3 届出内容に合わせて、不要な文字には取り消し線を引くこと。

4 事務連絡用の電話番号及び担当者名を右下隅に鉛筆書きすること。

様式第1（第3条関係）（表面）

特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置（使用、変更）届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

広島県〇〇厚生環境事務所長 様  
 または 〇〇市長

氏名又は名称及び住所並びに  
 法人にあつてはその代表者の氏名  
 〇〇市〇〇町1-1-1  
 届出者 〇〇株式会社  
 代表取締役 〇〇 〇〇

水質汚濁防止法第5条第1項、~~第2項又は第3項（第6条第1項又は第2項、第7条）~~の規定により、特定施設（有害物質貯蔵指定施設）について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		〇〇株式会社 △△事業所	※整理番号	
工場又は事業場の所在地		〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市△△1-2-3	※受理年月日	年 月 日
第5条第1項関係	特定施設の種類の	65 酸又はアルカリによる表面処理施設 66 電気めっき施設	※施設番号	
	<u>有害物質使用特定施設の該当の有無</u>	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	※審査結果	
	△特定施設の構造	別紙1のとおり。	※備考	
	△ <u>特定施設の設備（有害物質使用特定施設の場合に限る。）</u>	別紙1の2のとおり。		
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。		
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。		
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり。		
△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。			
第5条第2項関係	有害物質使用特定施設の種類の			
	△有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおり。		
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙9のとおり。		
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり。		
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり。		

様式第1 (裏面)

第5条第3項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
  - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
  - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
  - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
  - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
  - 6 排水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
  - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
  - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

## 特定施設の構造

	(既設)	(新設)
工場又は事業場における施設番号	B-1	B-2
特定施設号番号及び名称	65 酸又はアルカリによる表面処理施設	66 電気めっき施設
型式	浸漬式 (△△△社製 CM-5)	全自動バレル回転式 (△△△社製 ZB-A1)
構造	鉄製, 内部を塩化ビニールライニング (別添〇〇図のとおり)	鉄製, 内部を塩化ビニールライニング (別添〇〇図のとおり)
主要寸法	槽寸法 ・酸浸槽1m×1m×1.5m	・装置 全体で 1m×10m×1.5m (各槽の寸法は別添〇〇図のとおり)
能力	ねじ 3,000個/日	ねじ 5,000個/日
配置	めっき工場棟1階 (別添〇〇図のとおり)	めっき工場棟1階 (別添〇〇図のとおり)
設置年月日	平成20年9月24日 ※既設施設は必ず記入	年 月 日
工事着手予定年月日		平成28年9月24日
工事完成予定年月日		平成28年10月1日
使用開始予定年月日		平成28年10月1日
その他参考となるべき事項	床面は厚さ100mmのコンクリート 周囲には側溝を設け, 流出を防止 (別添〇〇図のとおり)	有害物質使用特定施設に該当する場合には, 施設の床面及び周囲の構造等(材質を含む)を記載すること。 防液堤等については, 容量を記入すること。

備考 1 配置の欄には, 当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

2 その他参考となるべき事項の欄には, 当該特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には, 施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。

別紙1の2

特定施設の設備

(既設)

(新設)

工場又は事業場における施設番号	B-1	B-2
特定施設番号及び名称	65 酸又はアルカリによる表面処理施設	66 電気めっき施設
設 備	地上配管, 排水溝, ためます	排水溝
構 造	配管 ステンレス製 排水溝, ためます コンクリート製, 厚さ50mm	コンクリート製, 厚さ50mm
主 要 寸 法	配管 直径100mm×30m 排水溝 幅300mm×深さ200mm×10m ためます 500mm×500mm×400mm	幅300mm×深さ20mm×3m (途中でB-1の排水溝と合流)
配 置	めっき工場1階 (配置は別添〇〇図のとおり)	めっき工場1階 (配置は別添〇〇図のとおり)
設 置 年 月 日	平成20年9月24日 ※既設施設は必ず記入	年 月 日
工事着手予定年月日		平成28年9月24日
工事完成予定年月日		平成28年10月1日
使用開始予定年月日		平成28年10月1日
その他参考となるべき事項		

配管については、地下配管（トレンチ）、地下配管（埋設）などのケースも考えられる。トレンチの場合はトレンチの構造についても記載すること

- 備考 1 有害物質使用特定施設に該当しない場合には、本様式を提出することを要しない。  
2 配置の欄には、当該特定施設の設備の配置を記載すること。

○ 別紙1の2の記載事項

- ・ 「設備」の欄には、施設に付帯する配管等、排水溝等の設備の名称を記載すること。
- ・ 「構造」の欄には、設備の材質を記載するとともに、検知装置を有する場合や定められた基準と同等以上の効果を有する措置を講じている場合等には、その旨記載すること。
- ・ 「主要寸法」の欄については、設備のうち、主なものについて寸法を記載すること
- ・ 「配置」の欄については、建物の名称・位置等を記載するとともに、地下に設置されている場合にはその旨を明記すること。また、実際の配置を示す図面を添付すること。
- ・ 特定施設（指定施設）の設備のうち、有害物質を含む水が流れないものについては、構造等に関する基準が適用されないため、その他参考となるべき事項の欄に、その旨記載すること。

○ 別紙2「特定施設の使用の方法」の記載事項

- ・ 使用する有害物質の名称及び量を、「原材料」の欄に記載すること。有害物質の製造、処理を行っている場合で、有害物質が原材料でない場合は、その他参考となるべき事項の欄に、製造、処理を行っている有害物質の種類を記載すること。
- ・ 排水に有害物質が含まれる場合、当該有害物質の濃度を記載すること。
- ・ 届出記載事項ではないが、その他参考となるべき事項として、必要に応じて、管理要領、点検頻度、同等以上の点検の内容などについての資料を添付すること。
- ・ 管理要領等の策定にあたっては、「地下水汚染未然防止のための管理要領等策定の手引き(H27.3 環境省)」を参考とすること。

○ 別紙6「用水及び排水の系統」に関する図面の記載例

有害物質使用特定施設に係る用水及び排水の系統について、どのような設備（配管、排水溝）を通っているかが分かるような形で記載すること。

【別紙6記載例】

模式案としたもので、実際は平面図にできるかぎり正確に記載すること。

